

みどりなす砂丘，屏風山

屏風山防風保安林概要(青森県つがる市)

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	貝塚,春夫
発行元	水利科学研究所
巻/号	65巻3号
巻号補足	
掲載ページ	p. 168-174
発行年月	2021年8月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



「後世に伝えるべき治山」60選シリーズ
みどりなす砂丘，屏風山
～屏風山防風保安林概要（青森県つがる市）～

貝 塚 春 夫

目 次

- I. 屏風山の概要
- II. 屏風山のいわれ
- III. 屏風山のあゆみ
- IV. 屏風山地域の土地利用

要旨

2013年（平成25年）10月，林野庁は，1911年（明治44年）に国による治山事業が始まってから100年が経過したことを機に，「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」として，60か所の治山事業施工地を選定しました。今回はその一つである屏風山海岸防災造林造成事業について紹介します。

屏風山一帯は，かつて「西風一度起きれば風砂塵煙遠く数里に及ぶ」と言われる不毛の地でしたが，弘前藩第四代藩主津軽信政公によって1682年（天和2年）から植林が始められました。現在では，海岸線に沿って潮風，飛砂防備のために重要な役割を果たしている屏風山防風保安林が広がっており，その内陸部には水田地帯が広がり，砂丘地帯にはメロンやスイカ等の「つがるブランド農産物8品目」の畑作が行われるなど，地域振興にも大きく貢献しています。

この屏風山防風保安林が造成・維持されるまでには，先人たちの労苦とたゆまぬ努力がありました。そして，現在でもこれらの機能を維持し，後世にしっかりと引き継いでいくための努力を継続しています。

キーワード：屏風山，防風，保安林，治山事業，クロマツ，津軽

（東北森林管理局津軽森林管理署金木支署 前・総括治山技術官）

I. 屏風山の概要

屏風山は、津軽半島の日本海に面する七里長浜に沿って南北に展開する砂丘状の丘陵地（最高点・^{おこのぎな}往古之木嶺 78.6m、平均標高約40m）で、鯺ヶ沢町鳴沢川河口から北へ十三湖河口まで（約25km）の海岸一帯の地域と、鯺ヶ沢町鳴沢川河口から東へ鶴田町大字水元（現、妙堂崎、廻堰一帯）まで（約13km）



図1 屏風山防風保安林位置図
(あみがけの部分が屏風山と呼ばれる範囲)

断続的に連なるクロマツ带状林と併せて、その面積約4,900haを総称して「屏風山」と呼んでいます。

所有形態は、8割が官地民木林、2割を官地官木林として1959年（昭和34年）まで、管理経営がされていました。現在国有林として管理している区域は、北は十三湖畔の五所川原市十三湊地内から、南はつがる市木造町出来島地内に至る延長約18kmにわたり、海岸汀線から平均幅約600m（最小200m～最大1,600m）を有する前線部で、その区域面積は約1,000haになります。

II. 屏風山のいわれ

古い記録によると、「この地区は広漠たる荒砂丘にして、南方岩木山麓より接続し、北方は十三領（現・五所川原市十三湊）へ至る。東は数千町歩の原野、西方は荒々たる海水にして、その長さおよそ10里、幅1里の砂丘のすそが村落にして、道路すべて軟砂なり。海岸近くは丘砂殊に深し。この砂礫海岸を七里長浜と称す。波浪常に岸を打ち、暴風一度起れば激浪丘を侵し、海霧連丘を覆い、軟砂の飛散は2～3里にその害を及ぼす。連丘の間に村落をなさんと欲してもできず、良地を発見して耕し、農産をなさんとしても、飛砂のため収穫皆無となる」とあります。

1682年（天和2年）に津軽中興の祖、弘前藩第四代藩主津軽信政公が深くこれを憂い、藩令と民力を用いて連丘に松、雑木を植栽されました。

西海岸から、岩木山麓にわたって林立するこれらの状態がちょうど、屏風を立ち巡らしたような情景に見えることから、屏風山の名が残ったと言われています。

III. 屏風山のあゆみ

《藩政時代》

1. 1682年（天和2年）から始められた植栽は、「若し盗伐木の悪行をなしたる者あらば是を処するに斬罪を以てし、而して該首を樹林養成の肥料に用いん。」との藩庁布令によって厳重に管理され、事業も大いに振興し、1710年（宝永7年）には、開拓田畑は300町歩余りとなりました。
2. 1784年（天明4年）の大凶作期に、せっかく成林した樹木を住民が争って

伐採販売し食にかえたと言われ、この乱伐の結果、再び荒廃し耕地は荒れ、部落は混乱し離散しました。しかし藩庁が再造林を図りその回復に努めたところ、ようやく元の林にかえりました。

《明治以降》

1. 1876年（明治9年）の林野政策の改編にともない、行政に緩みがみられると住民達は盗伐を繰り返すようになり、屏風山は再び荒廃しました。1880年（明治13年）に近隣の村落66か村が保護策を協議して、耕地保全のため無料拝借を出願し保護造成に努めました。
2. 1899年（明治32年）には、大林区署の管理に移され、同年保安林に編入されました。

1908年（明治41年）森林法の改正により官地官木林のみが国有林として管理経営され、官地民木林は地方庁の監督に置かれることとなりました。

3. 1932年（昭和7年）頃から第一線国有林において治山事業に着手し、海岸沿いの荒廃地を主に覆砂工、推砂垣、排水工、新植、補植、保育を計画・実施しました（写真1及び2）。以後継続的に治山事業が実施されてきましたが、1946年（昭和21年）～1951年（昭和26年）の間は、戦後の混乱期でもあり事業が一時中断したこともあって、前線部の荒廃が再び進みました。
4. 1953年（昭和28年）屏風山治山10か年計画が樹立され、前線の安定化を図る工事に重点が置かれた、前砂丘安定化の工事と植林が本格的にスタートしました。
5. 1957年（昭和32年）に林野庁・青森営林局・青森県が協議を重ね、屏風山改設方針の大綱ができ、林帯は3線とし、1線は幅平均600m、2・3線は各200mとし、1線は国が管理し2・3線については民有としました。
6. 1959年（昭和34年）時点で、屏風山保安林の面積は約4,900haでしたが、いろいろな変遷を経て官地民木林である3,739haを関係市町村に所属替えをし、1線の延長18km、面積約1,000haを国有林が管理することになり、屏風山は明治以来の官地官木林、官地民木林の制度が消滅しました。
7. 1984年（昭和59年）からは、海岸浸食防止をさらに強化するためにコンクリートブロック根固工を導入し、現在も継続施工しています。また、根固工の後方、海食崖に覆砂工（緩傾斜堤・割竹むしろ伏工）を実施するなど前線部林帯の後退防止に努めています（写真3）。
8. 現在の林分状況は、クロマツが主体ですが、昭和40年代からカシワの一斉



写真1 立萱・萱埋立の施工状況（昭和初期）



写真2 静砂工（立萱）・植栽の状況（昭和初期）

林を帯状15m 間隔で伐採し、クロマツを植栽することで、混交率50%台の林分に転換させたほか、ハンノキ、イタヤ、アカシヤ、ギンドロ等も植栽されています（写真4）。

2016年度（平成28年度）にクロマツ林の一部で松くい虫被害が発生しました。

被害の拡大に備え海岸防災林機能を維持するための選択肢として、2017年度（平成29年度）からクロマツから広葉樹への樹種転換を目的とした、試験

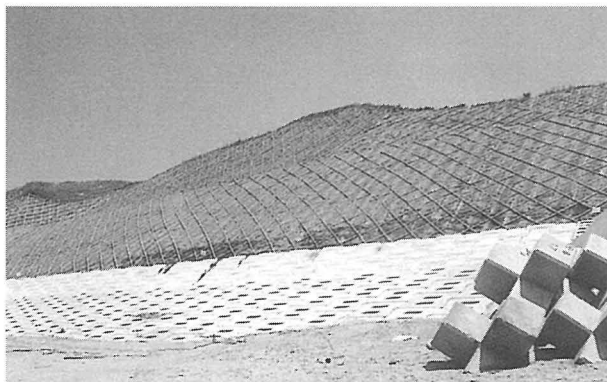


写真3 緩傾斜堤（1997年〈平成9年〉）



写真4 クロマツ・広葉樹混交林の情況
（1997年〈平成9年〉9月）

植栽や環境調査を行いながら，生物多様性への配慮や立地環境に適合した樹種の選定等，技術開発に取り組んでいます。

Ⅳ． 屏風山地域の土地利用

海岸汀線から平均幅員で600m いわゆる第1線帯と呼ばれる前線地が屏風山国有保安林で，これより内陸部に向けた第2線・第3線帯は，農耕地などが広く分布しています。



写真5 屏風山の全景（2019年〈令和元年〉7月）

1972年（昭和47年）より国営屏風山干拓事業により畑地が造成され，主に大根，長いもなどの野菜類のほか，現在はメロンやスイカを中心に「つがるブランド農産物8品目」の畑作が順調に進められています。特に屏風山メロン，スイカは県内外で好評を博しています。

先人達によって営々と築かれた屏風山保安林に囲まれた内陸部の水田地帯と砂丘地帯における畑作が農業生産の大きな基盤を成しているといえます（写真5）。

引用文献

- 1) みどりなす砂丘屏風山保安林制度100周年記念誌 青森営林局鮎ヶ沢営林署 平成10年3月

（原稿受付2020年5月25日，原稿受理2020年9月10日）